

茨木市国民健康保険料納付方法の変更に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の13第4号に規定する特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが国民健康保険料（以下「保険料」という。）の徴収を円滑に行うことができる」と市が認める者（第2において「普通徴収を市が認める者」という。）に係る保険料の納付方法の変更について必要な事項を定めるものとする。

(納付方法の変更に該当する者)

第2 普通徴収を市が認める者は、第3に規定する納付方法の変更の申出をする日において、保険料を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、申出をする日において保険料を滞納していることについて特別の事情があると市長が認める者は、普通徴収を市が認める者とすることができる。

(納付方法の変更の申出)

第3 特別徴収の方法から口座振替の方法に変更して保険料を納付しようとする世帯主（第4において「世帯主」という。）は、国民健康保険料納付方法変更申出書（特別徴収から普通徴収）（様式第1号）に茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱（平成12年4月1日実施）第5第1項に規定する茨木市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼解約（廃止）届）を添えて市長に申し出なければならない。

(納付方法の変更等)

第4 市長は、第3に規定する申出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた者については保険料の納付方法を口座振替の方法に変更するものとし、適当と認められない者については国民健康保険料納付方法変更申出不承認通知書（様式第2号）により世帯主に通知するものとする。

(職権による特別徴収への変更)

第5 第4の規定により保険料の納付方法を口座振替の方法に変更した者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、市長は、その者の保険料の徴収方法を口座振替の方法から特別徴収の方法に変更することができる。

(1) 保険料を滞納し、かつ、督促に応じないとき（特別の事情があると市長が認めるときを除く。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、保険料の徴収方法を特別徴収の方法に変更することが特に必要であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保険料の徴収方法を特別徴収の方法に変更したときは、その旨を国民健康保険料徴収方法変更通知書（様式第3号）により、その者に通知するものとする。

（特別徴収への変更の申出）

第6 第4の規定により保険料の納付方法を口座振替の方法に変更した者が、保険料の納付方法を特別徴収の方法に変更しようとするときは、国民健康保険料納付方法変更申出書（普通徴収から特別徴収）（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年9月12日から実施する。

国民健康保険料納付方法変更申出書
（特別徴収から普通徴収）

年 月 日

（申出先）茨木市長

国民健康保険料の納付方法を、特別徴収（年金からの直接払い）から普通徴収（口座振替）に変更したいので申し出ます。

国 保 番 号	茨国
住 所	〒
電 話 番 号	
フ リ ガ ナ	
世 帯 主 の 氏 名	

【留意事項】

今回の申出により、保険料の納付方法の変更を行った後は、次の事項に留意してください。

- ◎ 預金残高不足等の理由により口座振替ができず保険料に滞納が発生した場合は、保険料の徴収方法を特別徴収（年金からの直接払い）へ切り替えます。
- ◎ 納付方法変更の申出がない限り、翌年度以降も特別徴収（年金からの直接払い）の方法とせず、口座振替の方法による納付となります。

【市記入欄】

口座振替手続の確認

- 1 口座振替で利用する口座（次の(1)・(2)のいずれかに○）
 - (1) 新たに口座振替の申込みを行う。（次のア・イのいずれかに○）
 - ア 市窓口
 - イ 金融機関
 - (2) 現在口座振替を利用するために登録している口座を利用する。
- 2 振替方法（次の(1)・(2)のいずれかに○）
 - (1) 全期（注：年度途中での切替は次年度より適用）
 - (2) 期別

受付者 _____

年 月 日

様

茨木市長

印

国民健康保険料納付方法変更申出不承認通知書

年 月 日付けで申出のありました国民健康保険料納付方法の変更については、次の理由により認められないので通知します。あなたの国民健康保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの直接払い）の方法が継続されます。

不承認理由	
-------	--

ただし、保険料額の更正により賦課された保険料のうち、更正前の保険料との差額分については普通徴収となります。

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。処分の取消しの訴えは、前述の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先
茨木市 部 課
〒567-8505
住所 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号（市役所 階 番窓口）
電話番号（ ） -

年 月 日

様

茨木市長



国民健康保険料徴収方法変更通知書

国民健康保険料の徴収方法を次の理由により普通徴収（口座振替）から特別徴収（年金からの直接払い）に変更するので通知します。

特別徴収開始年月日	
変更理由	

（教示）

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府国民健康保険審査会（大阪府 部 課内）に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。処分の取消しの訴えは、前述の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先

茨木市 部 課
〒567-8505

住所 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号（市役所 階 番窓口）

電話番号（ ） -

国民健康保険料納付方法変更申出書
（普通徴収から特別徴収）

年 月 日

（申出先）茨木市長

国民健康保険料の納付方法を、普通徴収（口座振替）から特別徴収（年金からの直接払い）に変更したいので申し出ます。

国 保 番 号	茨国
住 所	〒
電 話 番 号	
フリガナ	
世帯主の氏名	

【市記入欄】

（入力項目）

- 納付口座停止（必要時）
 特別徴収中止年月日（至）

受付者 _____